

三田市老人等医療費の助成に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第2条 省略 (助成対象者及び受給資格の認定)</p> <p>第3条 省略 (1) 省略 (2) 重度障害者 重度障害者及び重度障害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)並びに主としてその重度障害者の生計を維持する扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に規定する扶養義務者をいう。以下同じ。)で、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。<u>以下同じ。</u>)の額(同法第314条の7及び同法附則第5条の4第6項並びに同法附則第5条の4の2第5項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。<u>以下同じ。</u>)が235,000円未満であること。 (3) 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>第1条～第2条 省略 (助成対象者及び受給資格の認定)</p> <p>第3条 省略 (1) 省略 (2) 重度障害者 重度障害者及び重度障害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)並びに主としてその重度障害者の生計を維持する扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に規定する扶養義務者をいう。以下同じ。)で、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7及び同法附則第5条の4第6項並びに同法附則第5条の4の2第5項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)が235,000円未満であること。 (3) 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>